

令和2年度の国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険は、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村は地域の医療費水準や所得水準を反映した納付金を県へ納め、必要な医療費分を県から交付金として受けとっています。

筑後市では、医療費水準が全国平均や県平均よりも高いことから納付金も高額となるところですが、県では激変緩和のため納付金を一定基準に抑える措置を行ってきました。

しかし、この激変緩和措置も平成31年度で終了したことから、令和2年度の納付金は増額となり、これに伴い令和2年度の国民健康保険税率等を改正しました。

税率区分	医療分		後期高齢者 支援金分		介護分		説明
	税率	限度額	税率	限度額	税率	限度額	
所得割	8.3%		2.6%		2.3%		前年の所得に応じて計算
均等割	29,000円	630,000円	8,000円	190,000円	10,000円	170,000円	加入者1人あたりの金額
平等割	31,000円		9,000円		7,000円		1世帯あたりの金額

(※1) 40～64歳（介護保険2号被保険者）がいる世帯に課税されます

(※2) 被保険者の総所得から基礎控除額（33万円）を差し引いた金額に対する税額